

懸賞論文優秀賞

植民地朝鮮と墓の系譜学 ——私設墓地問題の分析を中心に——

東京大学（農業史）

李 相 旭

要 旨

墓地規則が施行されて以降朝鮮人は共同墓地にのみ埋葬が許されていたが、総督府は1919年規則を改正し私設墓地の規定を設けた。その際総督府は私設墓地を朝鮮の伝統を尊重する墓地形態であると称した。しかし統計でみると、私設墓地は朝鮮全道に均等に分布していたわけでも民衆的でもなかった。かえってそれは朝鮮社会に無視できない格差を顕在化させた。

何故ならそれは宗山の存在を背景に設定された墓地形態であり、宗山を所有する者とは主に旧士族だったからである。実際私設墓地の、南部で多く北部で少ないという分布は山訟のそれと概ね対応するが、山訟はもとより宗山の存在を背景とする。全羅道だけが私設墓地数が極端に少なくこの対応からずれるが、それは同道で草墳が盛んだった点に由来すると思われる。草墳葬とは一種の洗骨葬で、同道では浄化を経ない死体をそのまま宗山へ本葬するのを忌避する習慣があった。そのためもはや一次葬をゆるさない私設墓地（宗山）への適応形態が普及するまで時を要したと思われる。

だがそもそも改葬は全羅道に限ったものではなかった。そしてそれは朱子家礼にはない「変札」として認識されていた。ここから植民地朝鮮には正礼的葬法、変札的葬法そして民衆的葬法から成る葬法の三層構造があったと推察される。宗山を有しつつ正礼に従う層が私設墓地へと移行し、宗山を有しつつ変札に従う層は旧慣を止揚された上で私設墓地へと合流したと考えられる。

だが私設墓地は実は1912年以来存在していた。当初それは親日派にのみ認められていたと考えられる。それが三・一運動の後一般化されるのである。また墓地規則は最後まで朝鮮の複葬制を取り締まることができなかつたが、それはそもそも墓地規則が喪の「長さ」を評価する視角を有していなかつたためである。

現在韓国では以上の歴史が顧みられることなく私設墓地=伝統と考えられているがこれは植民期の歴史の抑圧である。

はじめに

村山 [1931]、青野・金 [1924] 等の総督府関係の同時代の論考を除くと植民地期の墓地問題を正面